

大村都市計画地区計画の決定 (大村市決定)

都市計画幸町地区地区計画を次のように決定する。

1. 地区計画の方針

名 称	幸町地区計画	
位 置	大村市幸町	
面 積	約0.8ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	当地区は、主に商業地として店舗等の集積が進む地区であるが、中には計画的に開発された住宅地もあり、その商業地と良好な住宅地の環境が両立できる地区計画を目標とする。
	土地利用の方針	魅力ある商業地にふさわしい土地利用を図るとともに、併せて隣接する住宅地の良好な居住環境の保全を図る。
	地区施設の整備の方針	地区内に設置されている道路等の機能が損なわれないよう維持、保全を図る。
	建築物等の整備の方針	良好な居住環境の形成を図るため、建築物の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度について定める。

2. 地区整備計画

地 区 整 備 計 画	地区の名称	幸町
	地区の面積	約0.8ha
	建築物の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>1 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（ほ）項第2号及び第3号に掲げる建築物</p> <p>2 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（ち）項第2号から第4号までに掲げる建築物</p>
	壁面の位置の制限	計画図に表示する壁面の位置の制限を定める部分において、建築物の外壁若しくはこれに代わる柱又は建築物に附属する門若しくは扉で高さが2mを超えるものの面から、隣地境界線までの距離は、1.5m以上とする。
	建築物の高さの最高限度	建築物の高さの最高限度は、地盤面から12mとする。

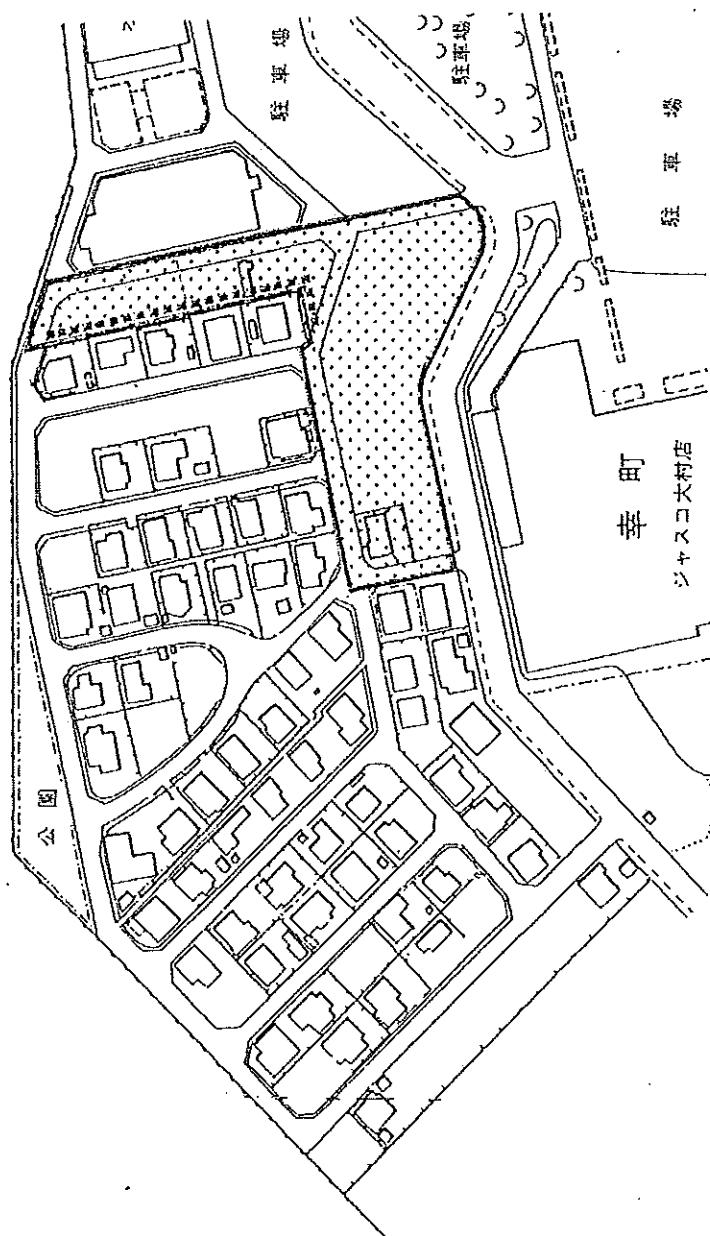
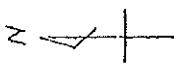
「区域、地区整備計画の区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理由

商業地と住宅地が両立するまちづくりを進めるため。

幸町地区計画

計画図 S=1/2,500



幸町地区計画

計画図

縮尺 1/2,500

長崎県 大村市

凡例	
	地区計画区域及び 地区整備計画区域
	壁面の位置の制限 を定める部分